

Ⅳ いじめ・不登校防止対策委員会（きらら会議）

1 目的

学校教育は児童生徒に対し、より豊かな人間性を培い、将来への自己実現を図る場である。本委員会は、全教職員がいじめ・不登校等の重大性を認識し、正しい人間関係の醸成を図るため、指導・助言及び啓発の具体策を検討する。

2 いじめ・不登校防止対策委員会（きらら会議）の構成

- 全職員

3 協議内容

- (1) 児童生徒の生活実態の把握
- (2) 日常生活を通しての好ましい人間関係の育成方法のあり方
- (3) いじめの実態や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点についての共通理解
- (4) 教育相談のあり方
- (5) 児童生徒及び家庭地域からの情報収集による対応方法の検討
- (6) いじめ解消の指導方法の検討、その他生徒指導上の方策を決定
- (7) 家庭・地域との連携のあり方及び他関係諸機関との連携のあり方
- (8) 学級担任による定期報告
- (9) その他

4 その他

- (1) 県教育委員会及び美郷町教育委員会の指導方針を基本として実施する。
- (2) この会は、原則として毎月第4週に行う。
- (3) 会の結果をもとに随時保護者への啓発を図る。
- (4) その他